

工事請負契約書

請負建設会社 株式会社田中工務店

収入印紙を
お貼り下さい

工事請負契約書

注文者 様と請負建設会社 株式会社田中工務店 は本契約書及び添付の
工事請負契約約款と設計図書及び工事費等の内訳書により、下記工事の請負契約を結び、その証として
本書2通を作り、注文者、請負建設会社各1通を保有します。

記

工事名称			
建築場所			
建物床面積	一階：	m ²	
	二階：	m ²	
	三階：	m ²	合計： 0.00 m ²
工事価格(消費税を除く)	金		円也
消費税額	金		円也
請負代金合計	金		0 円也
請負契約締結場所	① 請負者事務所等	株式会社田中工務店事務所	
	2. 注文者指定場所		
瑕疵担保責任の履行に 関する措置(住宅建設瑕疵 担保責任保険の加入状 況)	保健法人の名称	株式会社 日本住宅保証検査機構	
	保険金額		
	保険期間	10年間	

令和 年 月 日

注文者 住所 〒

お名前 _____ 印

住所 〒

お名前 _____ 印

請負建設会社 住所 京都府舞鶴市宇倉谷1016番地

株式会社田中工務店

商号 代表取締役 柿野 剛清

印

構 造	木 造 階建		
工 期	[着工予定日]	令和 年 月 日	
	[完成予定日]	令和 年 月 日	
	[引き渡し日]	完成の時から 日以内	
	[工事を施工しない日]	原則 日曜日、12月29日～1月4日、8月13日～8月16日	
	[工事を施工しない時間帯]	原則 18：00～8:00	
資金内訳	現 金		
	銀 行 ロ ー ン		
	年 金 ・ 共 済 融 資		
	その他		
代 金 の 支 払 方 法	契約金	申 込 時	令和 年 月 日
		本 設 計 時	令和 年 月 日
		契 約 時	令和 年 月 日
	着工金	着 工 時	令和 年 月 日
	中間金	建方完了時	令和 年 月 日
	最終金	竣 工 時	令和 年 月 日
<p>※工事請負金額の支払金額は、原則として工事請負金額に対し、 契約金は10%、着工金は30%、中間金は30%、最終金は30%の 金額を基準といたします。</p>			

内訳総括表

工事名称	金額
1) 本体工事費	
小計	¥0
2) 付帯工事・その他	
3) 諸経費	
小計	¥0
計	0
消費税10%	0
出精値引	
工事価格合計	¥0

本体工事費内訳書

工事項目名	数量	金額
1. 仮設工事	一式	
2. 基礎工事	一式	
3. 木工事	一式	
4. 屋根工事	一式	
5. 外壁工事	一式	
6. 防水工事	一式	
7. 板金工事	一式	
8. 金属製建具工事	一式	
9. 木製建具工事	一式	
10. 左官工事	一式	
11. タイル工事	一式	
12. 内装工事	一式	
13. 塗装工事	一式	
14. 断熱工事	一式	
15. 雑工事	一式	
16. 住宅設備機器工事	一式	
17. 給排水設備工事	一式	
18. 電気設備工事	一式	
本体工事費		¥0

上記の工事価格には消費税（8%）は含まれておりません。

付帯工事・その他 内訳書

工事項目名	数量	金額
19. 地盤補強工事	一式	
20. 外構工事	一式	
21. 空調設備工事	一式	
22. カーテン・ブラインド [®] 工事	一式	
23. 家具工事	一式	
本体工事費		¥0

上記の工事価格には消費税（8%）は含まれておりません。

諸経費内訳書

工事項目名	数量	金額
1. 現場管理費	一式	
2. 設計費	一式	
3. 地盤調査・保証料	一式	
4. 保険料	一式	
5. 諸雑費	一式	
諸経費合計		¥0

上記の工事価格には消費税（8%）は含まれておりません。

工事請負契約約款

第1条（信義誠実の原則）

注文者（以下、「甲」という。）と請負者（以下、「乙」という。）は、互いに協力し、信義を守り、誠実に契約を履行します。

第2条（工事の下請）

乙は、乙の責任において、工事の全部または一部を乙の指定する業者に施工させることができるものとし、甲はあらかじめこれを承諾します。

第3条（権利義務の承継等）

甲および乙は、互いに相手方の書面による承諾を得なければ、契約から生じる自己の権利または義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させることはできません。

2. 甲および乙は、相手方の書面による承諾を得なければ、契約の目的物または工事材料を第三者に譲渡または貸与し、もしくは抵当権その他の担保の目的に供することはできません。

第4条（工事監理業務等）

乙または乙が指定する設計事務所が、設計図書作成および工事監理を行うものとし、

2. 乙は、建築工事の指導監督、並びに建築に関する法令または条例に基づく手続きの代理等の業務を行います。
3. 甲は乙が前二項に基づく業務を適切かつ円滑に実施できるよう協力するものとし、必要な事項および資料を提供するものとし、

第5条（工事敷地等）

甲は、工事敷地および進入路等施工上必要な用地を、乙の求める期日までに確保し、乙の工事のために提供します。

2. 甲は、工事敷地等が借地の場合は所有者の、共有地の場合は共有者の、各建築承諾書を乙の求める期日までに提供します。
3. 工事敷地等の権利関係について第三者より故障の申し出がある等、施工上不都合な事由の生じたときは、甲は自己の責任と費用負担により解決にあたり、
4. 施工にあたり、工事敷地の状態および近隣地との関係、地盤等に予測できない状態が発生して設計図書のとおりのおりが困難となった場合には、甲乙協議のうえ現状に適合するよう設計図書を変更して工事を行うこととし、これにより工事請負代金が増加したときは甲の負担とします。

第6条（適合しない施工）

乙は、工事施工について設計図書に適合しない部分があるときは、速やかにこれを補正し、このために工期の延長を求めることができないものとし、

2. 前項の適合しない施工が次の各号の一つによって生じた場合は、乙はその責任を負いません。
 - (1) 乙の助言にもかかわらず、甲が異なる指示をした場合
 - (2) その他、甲の責に帰すべき事由による場合

第7条（工事内容の変更）

甲は、設計・仕様の変更または追加等契約内容の変更を希望するときは、その内容を書面にて乙に提出し、承諾を得るものとし、

2. 乙は、正当な事由により設計・仕様の変更を行う必要があるときは、甲に対して工事内容の変更を求めることができるものとし、このとき必要事項は甲乙協議の上、書面をもってこれを定めるものとし、

3. 甲が本契約締結後、設計・仕様の変更または追加等契約内容の変更が生じ、工期の変更が生じる場合、甲はこれを予め承するものとします。
また、変更申請などが必要な場合は、申請のための費用は甲が負担する。

第8条（着工）

本契約記載の工事着工日とは、各種法令に基づく許認可を受けた後の基礎着工日とし、金融機関の融資を利用する場合には、貸付予約通知書等の着工許可に関する所定の書類交付後の基礎着工日とします。

第9条（工期の延長）

1. 甲または乙は、正当な事由があるときは、相手方に工期の延長を求めることができるものとします。
2. 乙は、天災地変その他自然条件または第三者の行為、その他乙の責に帰することのできない事由により工期内に工事を完了することができないときは、遅滞なく甲に通知し、その理由を付して工期の延長を求めることができるものとします。
3. 前二項における延長日数については、甲乙協議のうえ定めるものとします。また、本契約に定める違約金の対象外とします。

第10条（工事請負代金の変更等）

次の各号の一つに該当するときは、甲および乙は、相手方に工事請負代金の変更を求めることができるものとします。

- (1) 工事内容の変更または追加があったとき
 - (2) 工期の変更があったとき
 - (3) 契約期間内に予期することのできない法令の制定・改廃・経済事情の激変等があり、工事請負代金があきらかに適当でないときと認められるとき
 - (4) 中止した工事または災害をうけた工事を継続する場合で、工事請負代金があきらかに適当でないときと認められるとき
2. 工事請負代金の変更をするときは、甲乙が協議して書面をもってその金額および支払方法を定めるものとします。

第11条（請求、支払い）

契約書の定めるところにより乙が部分払又は中間前払の支払いを求めるときは、請求書を支払日5日前までに甲に提出する。

2. 工事完成後、検査に合格したとき、乙は甲に請負代金の支払いを求め、甲は契約の目的物の引渡しを受けると同時に、乙に請負代金の支払いを完了する。
3. 甲が前項の引渡しを受けることを拒み、又は引渡しを受けることができない場合において、乙は、引渡しを申し出たときからその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、その物を保存すれば足りる。
4. 前項の場合において、乙が自己の財産に対するのと同じの注意をもって管理したにもかかわらずこの契約の目的物に生じた損害及び乙が管理のために特に要した費用は、甲の負担とする。

第12条（著しく短い工期の禁止）

甲は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。

第13条（一般の損害）

工事完成引渡までに、契約の目的物、工事材料、支給材料、その他施工一般について生じた損害は乙の負担とします。この場合、工期は延長しないものとします。

2. 前項の損害が、次の各号の一つによって生じた場合、その損害を甲が負担し、乙は、必要によって工期の延長を求めることができます。
 - (1) 甲の都合により着工日までに着工できなかったとき、または甲が工事を繰延べもしくは中止させたとき
 - (2) 甲が支給する材料等の手配が遅れたため、乙が工事の手待ちまたは中止したとき
 - (3) 甲の前払または部分払が遅延したため、乙が着工せず、または工事を中止したとき
 - (4) その他甲の責に帰すべき事由によるとき

第14条（第三者の損害）

乙は、施工のために第三者の工作物、生命、身体その他財産に危害を及ぼし、損害を与えた場合または第三者との間に紛議を生じさせた場合、自己の責任と費用負担により解決にあたり、甲はこれに協力するものとする。ただし、第2項に定める場合を除きます。

2. 施工について乙が善良な管理者として注意を払っても避けることのできない騒音・振動・地盤沈下等の事由、または契約の目的物を原因とする日照・眺望・電波障害等の事由により、第三者との間に紛議を生じた場合には、甲が自己の責任と費用負担により解決にあたり、乙はこれに協力するものとします。

第15条（不可抗力による損害）

天災地変等の自然現象または第三者による人為的事象の発生等、甲乙いずれにもその責を帰すことのできない事由によって、工事の既成部分、工事仮設物、工事現場へ搬入済の工事材料等に損害が生じたときは、乙は、事実発生後すみやかにその状況を甲に通知しなければなりません。

2. 前項の損害について、乙の善良なる管理者の注意をもって防ぎえなかったと認められるときは、その損害額を甲乙協議のうえ定め、甲がこれを負担するものとします。
3. 火災保険その他損害を補填するものがあるときは、それらの額を損害額から控除したものを前項の損害額とします。

第16条（竣工検査）

乙は、工事が完成したとき、本契約の目的物の引渡しに先立ち甲の検査を求め、甲は、速やかにこれに応じ、乙の立会いのもと検査を行うものとします。

2. 前項の検査により、不備が指摘されたときは、乙は速やかに補修工事を行うものとします。
3. 前項の不備の指摘が、設計上、材質上または構造上等やむを得ないと乙が判断した場合は、甲乙協議してこれを解決するものとします。

第17条（引渡し）

前条の竣工検査が終了後、契約書に別段の定めのある場合を除き、乙は速やかに甲にこの契約の目的物を引渡し、甲は、乙に対し引渡しと同時に請負代金の支払いを完了するものとします。

2. 引渡しにあたって、甲乙は、引渡しに関する書面を作成し、双方記名捺印し、引渡しを確認するものとします。
3. この契約の目的物の所有権は、引渡しにより乙から甲に移転します。
4. 甲が竣工検査に立ち会わず引渡しを受ける場合、竣工確認を了承したものとします。

第18条（金融機関からの融資資金利用）

甲が、工事請負契約代金の支払の一部を金融機関からの融資によって充当する場合、融資を受けるために必要となる諸費用は、甲の負担とします。

2. 前項の場合、金融機関との融資の契約が不成立になり契約内容を履行できなくなった場合は甲はそれまでに乙が支出した費用を支払い、契約を解除することができる。その場合乙は、それまでに受領した代金を無利息にて返却するものとする。この場合、甲の違約金は無いもの

とする。

3. 1項の場合、甲は、乙が当該融資金の代理受領することをあらかじめ了承するものとし、引渡し前に代理受領に関する必要書類一式を乙に提出するものとします。

第19条（違約金）

乙が正当な理由なく工期内（工期延長の場合は延長後の工期内）に工事を完成させず遅滞したときは、甲は乙に請負代金に対して年14.6%の割合による違約金を請求することができます。

この違約金は残工事が軽微なときは、その部分に相当する額に対して年14.6%の割合による金額とします。軽微か否かは、入居して生活できるか否かによります。

2. 甲が請負代金の支払を遅滞したときは、乙は甲に、遅滞金額に対して年14.6%の割合の違約金を請求することができます。
3. 甲が前項の遅滞にあるときは、乙は、契約の目的物の引渡しを拒むことができます。この場合、乙が自己のものと同様の注意を持って管理したにもかかわらず契約の目的物に生じた損害および乙が管理のために特に要した費用は、甲の負担とします。

第20条（契約不適合責任）

甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、書面をもって、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2. 前項の場合において、甲は、乙に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
3. 第一項の場合において、甲が相当の期間を定めて、書面をもって、履行の追完を催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて、書面をもって、代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
4. 甲は、引き渡された工事目的物に関し、第十八条第二項に規定する引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から二年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
5. 前項の規定にかかわらず、建築設備の機器本体、室内の仕上げ・装飾、家具、植栽等の契約不適合については、引渡しの時、甲が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ乙はその責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から一年が経過する日まで請求等を行うことができる。
6. 前二項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
7. 甲が第一項又は第二項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第七項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から一年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

甲は、第一項又は第二項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関

し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

8. 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
9. 民法第六百三十七条第一項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
10. この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は十年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
11. 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監理者の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第21条（甲の中止または解除権）

甲は、工事の完成前においてやむを得ない事由があるときは、工事を中止または本契約を解除することができます。この場合、甲は、乙が要した諸経費を負担し、乙に生じた損害を賠償するものとします。

2. 甲は、次の各号の一つに該当する場合は、催告の上工事の中止または契約を解除することができるものとします。この場合、甲は乙に損害の賠償を求めることができます。
 - (1) 乙が正当な事由なく工事に着手しなかったとき
 - (2) 乙の責に帰する事由により著しく工事が遅れ、相当期間内に乙が工事を完成する見込みがないことが明らかになったとき
 - (3) 前二号の他、乙がこの契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないことが明らかになったとき

第22条（乙の中止または解除権）

次の各号の一つに該当する事由が生じたときは、乙は工事を中止し、または契約を解除することができるものとします。この場合、乙は甲に損害の賠償を求めることができます。

- (1) 甲が請負代金の支払を遅滞し、乙が相当の期間を定めて催告してもなお履行しないとき
- (2) 甲の責に帰すべき事由による工事の遅滞、または中止期間が1ヶ月以上になったとき
- (3) 甲の要望が建築関係諸法令に照らし、適法に施工することが困難であると認められたとき
- (4) 甲に請負代金の支払能力がないと認められたとき
- (5) 甲が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行ができなくなったと認められたとき

第23条（反社会的勢力排除に関する表明および保証）

甲および乙は、互いに相手方に対して、次の各号について表明し、その保証を行います。

- (1) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会勢力の構成員ではないこと。
- (2) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会勢力、またはそれらの構成員と社会的に非難されるべき関係を有してないこと。
2. 甲または乙は、相手方が前項に違反した場合には、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。
3. 甲または乙は、前項に基づく解除により相手方に損害が生じたとしても、その損害を賠償する責を負わないものとします。
4. 甲または乙は、本条第2項に基づき相手方より解除が行われた場合、その相手方に生じた損害の全てを賠償するものとします。

第24条（契約解除後の処理）

本契約を解除したときは、甲が乙に支払った工事請負契約代金の一部と、乙がすでに要した工事に関する費用の合計額との差額を、精算するものとします。

2. 本契約を解除したときは、甲乙が協議のうえ当事者に属する物件について期間を定めてその引き取り、後片付け等の処理を行います。
3. 前項の処理が遅れているとき、催告してもなお行われないうときは、相手方に代わってこれを行い、その費用を請求することができるものとします。
4. 甲の過払があるときは、乙は速やかに甲に返還するものとし、不足のある場合は、甲はその不足額を速やかに乙に支払うものとします。

第25条（通知）

甲は、工事請負契約代金の全額を支払う前に、その住所、氏名もしくは名称を変更したときは、速やかにその旨を乙に通知するものとします。

第26条（個人情報の利用目的等）

本契約により乙が取得する甲の個人情報の利用目的は、次のとおりとする。

- (1) 乙から甲に対し、商品・サービスを提供するため。
 - (2) 乙から甲に対し、各種イベント・セミナーの案内、その他乙及び乙の協力会社からの甲にとって有益であると乙が考える情報を紹介・案内するため。
2. 甲は、乙が業務上必要かつ法令で認められる場合に限り、設計事務所等の業務委託先その他の乙が適切と認めた第三者に対し、甲の個人情報を提供することにつき、あらかじめ同意する。

第27条（紛争・裁判）

本契約について当事者間に紛争が生じた場合、甲と乙の合意に基づき、建設業法に定める建設工事紛争審査会に紛争処理の申請を行うことができます。

2. 前項の定めは、甲または乙が前項の手続きを経ることなく、直接裁判所に調停の申し立てをし、または訴訟の提起をすることを妨げないものとします。
3. 本契約において紛争が生じたときは、京都地方裁判所を管轄裁判所とします。

第28条（情報通信の技術を利用する方法）

この約款において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、承諾、解除等は、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第29条（補則）

本契約約款に定めなき事項については、甲乙互いに誠意をもって協議の上決定するものとします。

別表
(短期保証)

平成19年3月28日改訂

保証対象部分		保証期間	品質基準
土工事	盛土、埋戻し及び整地を行った部分	2年	盛土、埋戻し及び整地を行った部分は、沈下、陥没、隆起、敷地の排水不良等の事象が生じ、使用上の不都合をきたしてはならない。なお、これらの部分に多少の沈下等が生じるのは避けられず、住宅の品質または性能を損なうものではありません。
コンクリート工事	アプローチ、ポーチ、玄関土間、犬走り、テラス等、主要構造部以外のコンクリート部分	2年	アプローチ、ポーチ、玄関土間、犬走り、テラス等のコンクリートの部分は、著しい沈下、ひび割れ、不陸、隆起、主要構造部分とははなわかれ等の事象が生じてはならない。なお、盛土、埋戻し部分のアプローチ、ポーチ、玄関土間、犬走り、テラス等に多少の沈下等が生じるのは避けられず、住宅の品質、または性能を損なうものではありません。
木工事	床、壁、天井、屋根、階段等の木造部分	2年	木造部分は、木材の変形、変質により、著しいそり、すきま、割れ、きしみ等の事象が生じてはならない。なお、木材は年月の経過により収縮するものであり、羽目板、縁甲板、巾木等に多少のすきまができるのはやむをえないことであり、住宅の品質または性能を損なうものではありません。
ボード、表装工事	床、壁、天井等のボード、表装工事による部分	2年	ボード、表装工事部分は、仕上げ材の剥離、変形、変質または著しい浮き、すき、しみ等の事象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。
建具、ガラス工事	外部及び内部建具	2年	建具または建具枠は、変形、腐食等の事象が生じ、開閉不良、がたつき等による機能低下をきたしてはならない。外部建具は、建具から雨水が流入してはならない。
左官、タイル工事	壁、床、天井等の左官工事部分	2年	モルタル、プaster、しっくい等の仕上げ部分及びタイル仕上げの目地部分は、剥離、変退色、著しいひび割れ等の事象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。なお、これらの部分に軽微なひび割れが生じるのは通常避けられず、住宅品質、または性能を損なうものではありません。
組積工事	コンクリートブロック、れんが等の組積による内・外壁	2年	組積工事の目地部分は、亀裂、破損、仕上材の剥離等の事象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。なお、これらの部分に軽微なひび割れ、組積表面の軽微な段差、凹凸は通常生じるものであり、住宅の品質又は性能を損なうものではありません。
塗装工事	塗装仕上げ面(工場塗装を含む。)	1年6ヶ月	塗装仕上げ面は、白化、はがれ、亀裂等の事象が生じ、耐久性及び美観を損なってはならない。
屋根工事	屋根仕上げ部分	2年	屋根ふき材は、著しいずれ、浮き、変形、腐食、破損等の事象が生じ、その機能及び美観を損なってはならない。
防水工事	浴室等の水廻り部分及び外壁開口部取付け等のシーリング部分	2年	浴室等の水廻り部分は、タイル目地の劣化、防水層の破断、水廻り部分と一般部分の接合部の防水不良等により、通常の使用状態で水漏れが生じてはならない。外壁開口部取付けシーリング等の部分は、シーリング材の施工不良による劣化等により、雨水がこれらの部分から浸入してはならない。
断熱、防露工事	壁、床、天井裏等の断熱、防露工事を行った部分	2年	壁面、押入れ、床下等は、水蒸気の発生しない暖房機器の通常の使用により、結露水のしたり、結露によるかびの発生等の事象が生じてはならない。
防虫処理工事	軸組、壁等の防虫処理を行った部分	2年	軸組、壁等の防虫処理を行った部分は、白蟻等の食害により、損傷等が生じてはならない。なお、これらの食害を完全に防止することは困難です。
銕金物工事	とい	2年	といは、脱落、破損、たれ下り、著しい腐食等の事象が生じ、その機能を損なってはならない。
	水切、雨押えの金属板	2年	水切、雨押えの金属板は、継手のはがれ、浮き、著しい腐食等の事象が生じ、下地材への雨水の浸入防止機能を損なってはならない。
電気工事	配管、配線	2年	配管、配線は、接続・支持不良・腐食・破損等が生じてはならない。
	コンセント、スイッチ	1年	コンセント、スイッチは、取付不調、作動不良等が生じてはならない。
給水・給湯・温水暖房工事	配管	2年	配管は、接続・支持不良、電食、腐食、折損等の事象が生じてはならない。配管は、結露により他の部材を著しく劣化させてはならない。
	蛇口、水栓、トラップ	1年	蛇口、水栓、トラップは、取付不調、作動不良等が生じてはならない。
	厨房、衛生器具	1年	厨房・衛生器具は、取付不調、水漏れ、排水不良、破損、作動不良等が生じてはならない。
排水工事	配管	2年	配管は、勾配、接続、固定不良等による排水不良または不同沈下により、折損、漏水の事象が生じてはならない。配管は、結露により他の部材を著しく劣化させてはならない。
汚水処理工事	浄化槽	2年	浄化槽は、槽のひび割れ、腐食による漏水または不同沈下により機能不全の事象が生じてはならない。
ガス工事	配管	2年	配管は、接続・支持不良・腐食・破損等が生じてはならない。
	ガス栓	1年	ガス栓は、取付不調、破損、作動不良等が生じてはならない。
雑工事	小屋裏、軒裏及び床下の換気孔	2年	換気孔は、脱落、著しい腐食等の事象が生じ、雨、雪、鳥、ねずみ等の侵入及び換気性能の低下をきたしてはならない。
	めがね石	2年	めがね石は、脱落、絶縁不良等が生じてはならない。

(長期保証)

保証対象部分	保証期間
「住宅の品質確保の促進等に関する法律」第94条第1項および第95条第1項に定める担保の責任範囲	10年

免責事項

次の事由によって発生した事象については、保証の対象となりません。

- (1) 地震、噴火、洪水、津波、台風、暴風雨、豪雨等の自然変象
- (2) 近隣の土木工事等の影響による予見困難な引渡後の地盤変動等
- (3) 火災、落雷、爆発、暴動等の偶然または外来の事由
- (4) 設計時に予想しなかった重量物の設置等、契約の目的物の著しく不適切な使用または維持管理
- (5) 契約の目的物の性質による結露または瑕疵によらない契約の目的物の自然の消耗・摩擦・さび・かび・変質・変色・その他類似の事故
- (6) 施工当時実用化されていた技術では、予防する事が不可能な現象、またはこれが原因の事故
- (7) 甲から提供された材料の性質または与えられた指図(乙がその材料または指図が不相当である事を指摘していなかったものを除く)
- (8) 乙(下請負人を含む)以外の第三者の行為
- (9) 増築・改築の工事または契約の目的物の引渡後の設備・機器等の取り付け
- (10) 植物の根等の成長及び小動物の害に起因する損傷・機能不良
- (11) 前各号の他、乙の責に帰することのできない事由

定期点検

竣工引渡し後

1年・2年・5年・10年

以上